

1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日

大阪市条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第24条）

第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条—第26条）

附則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、

人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 公害の防止

(2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

(4) 本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全

(5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造

(6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用

(7) 地球環境保全に資する施策の推進

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。

3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 大阪市自動車交通環境計画の概要

1 策定の経緯

大阪市では、平成 14 年 1 月に策定した「大阪市自動車公害防止計画」に基づき自動車排出ガス対策や自動車騒音対策など各種の施策を進めてきた。その結果、大阪市内における大気環境については改善傾向にあるが、一部の幹線道路沿道では局地的な大気汚染が残っており、また、自動車騒音についても、幹線道路沿道の9割近くが騒音の環境基準を達成しているものの、いまだ達成率の低い区間が残されている。また、平成 17 年 2 月には京都議定書が発効し、大阪市内における二酸化炭素排出量の約 15%を占める自動車等運輸部門に対してその削減に向けた取組みが求められている。

このような状況から、平成 18 年 12 月に大阪市環境審議会から「今後の自動車交通環境対策のあり方について」答申を受け、これを踏まえて、自動車排出ガス対策、自動車騒音対策、自動車に係る地球温暖化対策を3つの柱とした「大阪市自動車交通環境計画」を策定した。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりに向けて、地域の実情に応じた道路交通対策等を計画的に推進し、沿道地域における大気汚染や騒音の改善を図るとともに、新たに自動車からの二酸化炭素排出量の抑制に取り組む。

(2) 計画の期間

平成 18 年度から平成 22 年度までの5年間とする。

(3) 目標

[大気環境] 大気環境については、幹線道路沿道において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成測定局を経年的に増加させ、平成 22 年度までに、市全域において環境基準の達成を図る。

[騒音振動] ・夜間騒音 73 デシベルを超過する住居が存在する区間の縮小を図る。また、道路に近接して存在する住居の1階部分において夜間騒音 70 デシベルを超過する区間を縮小させ、幹線道路沿道住居における環境基準達成率の上昇を図る。

・道路交通振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であることとする。

[地球温暖化] 市域における平成 22 年度の温室効果ガス総排出量を平成 2 年度から 7%削減することを旨とする「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の目標達成に向け、自動車からの二酸化炭素排出量の抑制を図る。

3 自動車交通環境対策

(1) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガス測定局において二酸化窒素等に係る環境基準を達成するため、次に示す施策を重点的に実施していく。特に、高濃度汚染地域の局地的な施策を推進する。

① 局地的施策

・交通量・交通流対策

信号機の高度化、路上駐車対策の推進、交差点改良等による交通渋滞の解消

- ・道路構造・沿道対策

② 広域的施策

- ・エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進
- ・エコドライブ、グリーン配送の推進
- ・排出ガス規制の強化、エコカーの技術開発・普及支援等に係る国への要望

(2)自動車騒音振動対策

現在実用化されている技術や手法とともに、今後進展が期待される技術を見極めつつ、沿道地域における騒音の状況や住居等の立地状況に応じた対策を効率的に実施していく。

- ・走行速度の抑制、大型車の中央寄り車線走行
- ・低騒音舗装の敷設、遮音壁の設置、裏面吸音板の設置、高架道路のジョイントの改善、路面の整備
- ・環境施設帯・緑地の整備、住居の防音化
- ・騒音規制の強化等に係る国へ要請

(3)自動車に係る地球温暖化対策

自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図るため、市民・事業者との連携のもとに、次に示す対策を進めていく。

- ・エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進、低燃費車の指定及び普及
- ・エコドライブ、グリーン配送の推進

(4)市民・事業者との協働

- ・環境にやさしい自動車利用の推進

市民・事業者等と連携して、エコドライブやグリーン配送の推進などの環境にやさしい自動車利用を推進する。

- ・荷主と運送事業者との連携した取組

自家用トラックから営業用トラックへの転換、共同輸配送の推進、物流の情報化の推進等による輸送効率の向上、営業用乗用車の効率的な配車・運行など、自動車使用の効率化・合理化を促進する。

4 計画の進行管理

(1)計画の進行管理

ア. 計画の推進体制

- ・関係機関や市民・事業者・NPOとの連携

道路管理者、交通管理者等の関係機関や市民・事業者・NPOとの連携による対策の推進体制を検討し確立する。

イ. 計画の進捗状況の把握

- ・環境監視

大気環境、自動車騒音に係る環境監視を進め、対策の進捗状況を把握する。

- ・自動車交通状況

自動車交通量、交通渋滞状況に加えて、排出ガス規制年別構成割合や自動車 NOx・PM 法の対策地域外から流入する車両の割合を調査し、対策の進捗状況を把握する。

ウ. 対策別指標の設定及び公表

計画の目標を達成するために、対策別の指標を定めるとともに、前年度事業の進捗状況の把握や

当該年度の事業計画を取りまとめて公表することで、関係機関や市民等と情報を共有し、連携・協働を推進していく。

〔対策別指標〕

○ エコカー普及目標

大阪市の公用車は全車エコカーを導入する。また、平成 22 年度までに市域におけるエコカーの普及率 70%を目標に普及を促進する。

○ エコドライブ・グリーン配送等の実践

教習会等の開催を通じて、エコドライブ・グリーン配送等を実践する企業の参加数を増加させる。

○ 道路構造対策・沿道対策の進捗状況

・交差点改良

→平成 22 年度までに今里交差点等の改良を進める。

・低騒音舗装

→優先順位の高い区間から低騒音舗装の敷設を進める。

○ 自動車交通状況

交通量、交通状況、最新規制適合車の割合、他都市からの流入車の混入率を把握する。

(2) 新たな対策の推進

局地的対策としての特定路線・区間における大型ディーゼル車対策や、広域的対策として国や自動車メーカー等へ発生源対策の一層の強化を働きかけるとともに、微小粒子状物質への対応などに取り組む。

3. 「大阪市水環境計画」（平成11年5月策定）の概要

◎計画の構成とその概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水環境分野の実施計画である。

(2) 目的

大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。

(3) 計画期間：2010年度まで

2 水環境の目標像

(1) 快適な水辺の保全と創造

人と川・海、生物が様々に触れ合える水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。

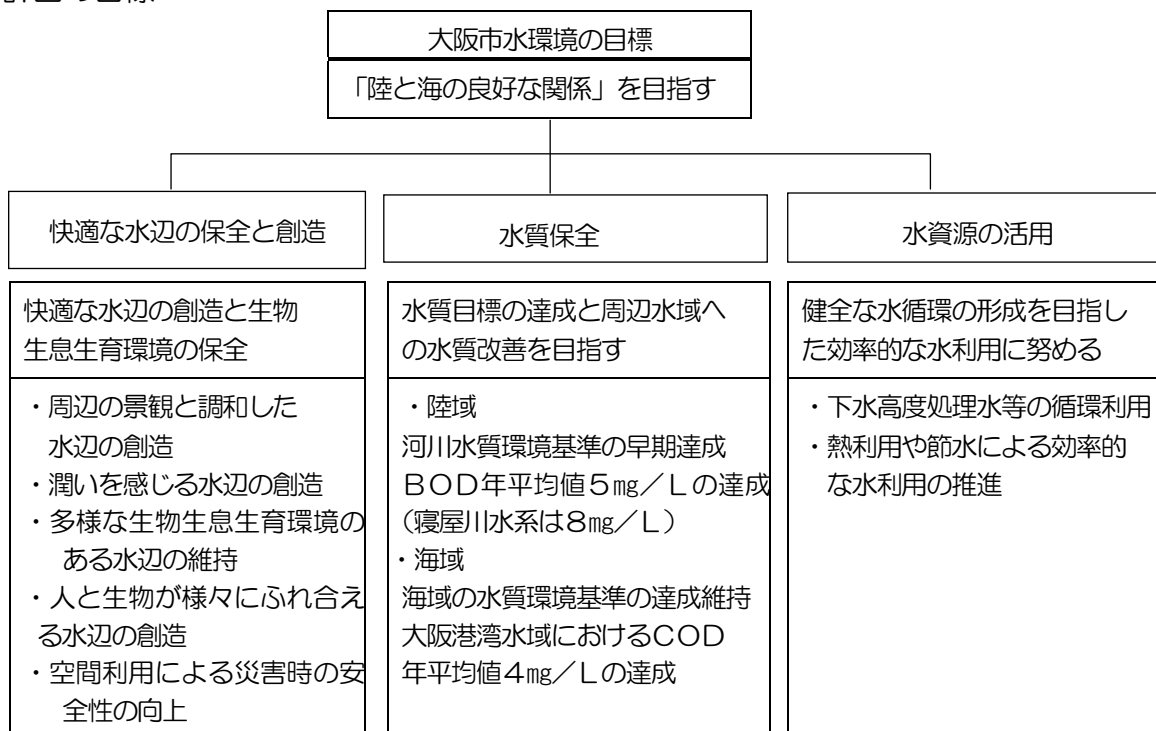
(2) 水質の保全

大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標（大阪市環境基本計画）の達成

(3) 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める

■計画の目標

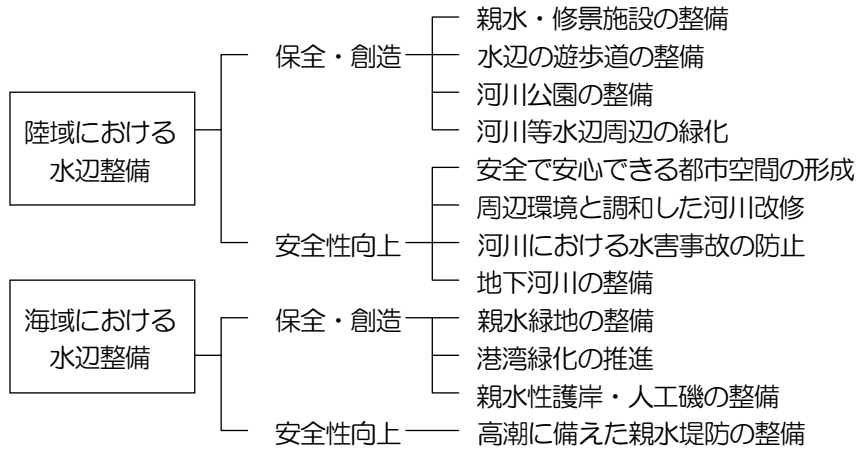


3. 目標達成のための施策展開

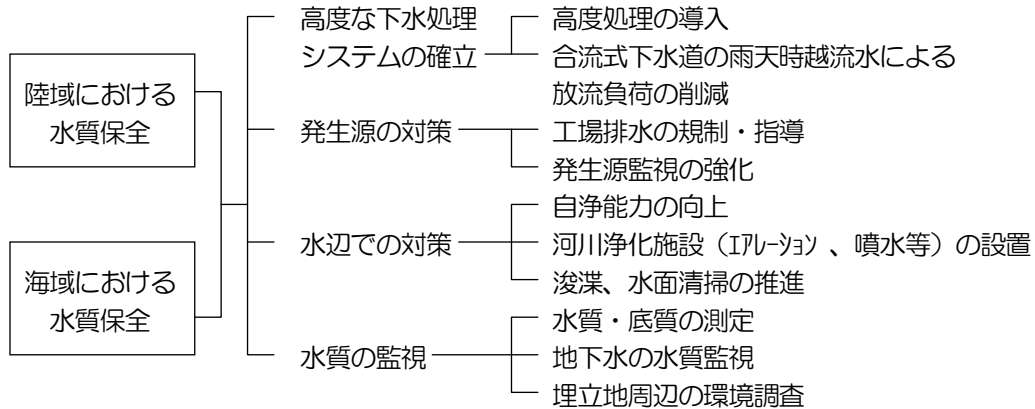
(1) 施策体系

水環境の目標達成のため、次の5つの分野について総合的に施策を推進する。

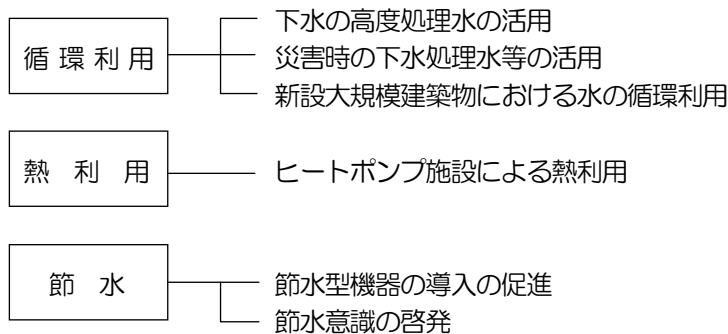
① 快適な水辺の保全と創造



② 水質の保全



③ 水資源の活用



- ④ 水環境の保全と創造への連携・参画
 - 市民への啓発、上流域などとの広域的な取組みの推進
- ⑤ 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取組

重点的な取組として、次の2事業を推進する。

① 下水道中期計画

平成22年度（2010年）を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減

- ・富栄養化の原因となる窒素、磷の削減

平成7年度に比べて窒素30%、磷40%の排出負荷の削減を図る。

- ・その他の項目

平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量（BOD）15%、浮遊物質（SS）15%の排出負荷の削減を図る。

- ・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充、「生物学的窒素除去法」「担体利用窒素除去法」の導入を推進する。
- ・この他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水時活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■下水道の高度処理計画

	平成7年度実績 排出負荷量	平成22年度		将来計画	
		削減目標	目標水質	削減目標	目標水質
生物化学的酸素要求量（BOD）	19t/日	⇒15%	7mg/L		5mg/L
化学的酸素要求量（COD）	29t/日			⇒10%*	11mg/L
浮遊物質（SS）	13t/日	⇒15%	5mg/L		3mg/L
全窒素	34t/日	⇒30%	10mg/L		6.7mg/L
全磷	1.9t/日	⇒40%	0.5mg/L		0.49mg/L

(注) * CODについては将来計画値

② エコポート事業

- ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。
- ・大阪港の西側水際線ゾーンに位置する夢洲の西側水際線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創造するために海浜や干潟等の整備を進める。

4. 「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」（平成17年3月策定）の概要

近年、大阪地域では地球温暖化だけではなく、ヒートアイランド現象によって夏の暑さが増幅され、市民の生活環境が著しく損なわれています。

大阪市では、今後取り組むヒートアイランド対策の目標を設定するとともに、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を平成17年3月に策定しました。

1. 推進計画の基本的な考え方と対策

(1) 計画の基本的な考え方

- ① 施策を検証、改善しながら推進していきます。
- ② この計画では気候の変動に配慮して10年間の移動平均値（気温、熱帯夜日数等）を検証の単位とします。
- ③ 概ね5年をめぐりに目標及び施策の見直しを実施します。

(2) 計画の目標

平成32年度（2020年度）までの15年間に、年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加を食い止めることとする。

(3) 対策の基本的な考え方

- ① 大阪市の関連施策（「大阪市環境基本計画」、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」、「大阪市緑の基本計画」等）との連携を図ります。
- ② 効果を体感しやすい数百m規模の「街区レベル」を中心に各種対策を推進します。
- ③ 4つの基本方針

ア 人工排熱の削減

イ 人工被覆の改善

ウ ライフスタイルの改善

エ 市民、事業者、環境NPO・NGOとの協働

を進める効果的な取り組み方法（重点地区）の推進

- ④ 今後の研究成果を反映した施策の推進
今後の技術開発等により、新たにヒートアイランド対策に有効な技術が導入可能となれば、その普及方法等を検討します。

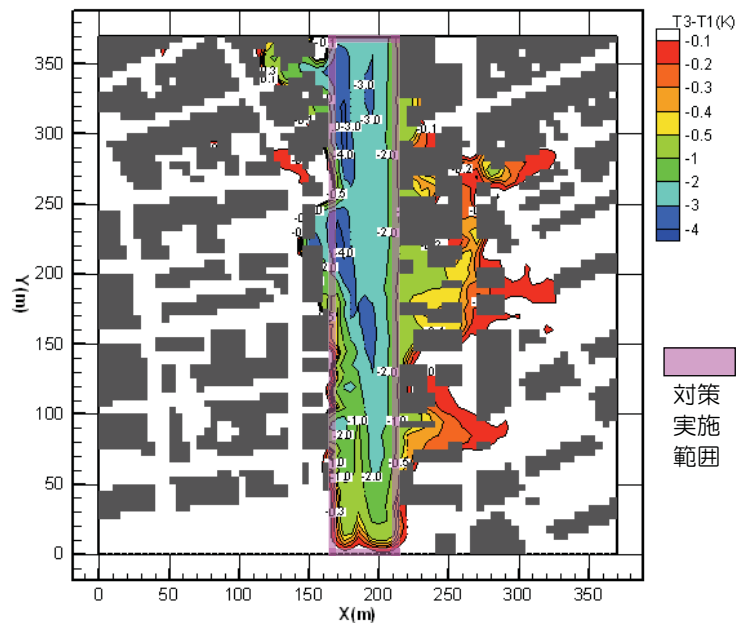
2. 街区レベルでの対策効果のシミュレーション予測

街区において、緑地化や保水性舗装を行った場合の対策効果の予測を行いました。対策を実施した中央部分の西側に最大約4℃の気温低下が見られ、街区レベルでの対策効果が確認できました。

対策効果の予測結果

対策	気温差 (°C) (通常舗装に比較して)
保水性舗装	最大 約-1℃
緑地+ 通常舗装	最大 約-3℃
緑地+ 保水性舗装	最大 約-4℃

緩和策（緑地+保水性舗装）と通常舗装の場合の気温差



3. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

大阪市環境保全推進本部を中心に、情報の共有化、推進状況の把握及び検証、重点的な対策の検討など、より効果的な対策の実施をめざしていきます。
また、近隣自治体との連携を強化し、市民、事業者等との協働を図っていきます。

(2) モニタリング

大気汚染常時監視局に気象計測機器を設置するなど、ヒートアイランド観測網を構築し、計画の目標達成の評価、計画や施策の見直しのためのデータ充実を図ります。

(3) 調査研究の推進

ヒートアイランド現象の実態把握や対策技術等に関する調査・研究を推進します。環境科学研究所や大阪市立大学などの研究機関を含む関係局等で相互に連携、協力して調査研究を進めます。また、民間等による調査も広く積極的に活用していきます。

5 . 大阪市緑の基本計画の概要

◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園・道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

◎大阪市緑の基本計画の概要

(1) 基本方針

緑のまちをつくる

- ① 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
- ② 大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
- ③ 活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）
大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。
- ④ 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

緑のまちをはぐくむ

- ① 市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ。
- ② 市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをはぐくむ
市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。

(2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）

◆ 都市公園等の整備目標

- ① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡

◆ 都市緑化の目標

- ① 樹木・樹林率…約15%
(市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合)
- ② 自然面率…約30%
(市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合)

6. 大阪市景観計画の概要（平成18年2月17日策定、平成18年4月1日施行）

■景観計画の区域

大阪市の行政区域（地先公有水面を含む）

■良好な景観形成に関する方針

1 景観形成の基本目標

大阪市の多様な景観特性を引き出し、発展させ、また新しい景観上の資産を創ることにより、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」ことを基本的な目標とする。

2 景観形成の基本方針

建築物等や公共施設のデザインの水準を高め、地域との関係性に配慮して整備することにより、「地域の景観の向上」を図るとともに、大阪市の地形やまちづくりで築いた資産を生かし、「地域の特性を生かした都市景観の形成」を進める。

3 景観形成施策の方向

（1）景観計画の充実

今後、地域の特性や市民等の主体的な景観形成の取組みなどを反映していくよう、景観計画の区域を区分してきめ細かな景観形成の基準を定めるなど、景観計画の充実や詳細化を図る。

（2）建築物等の誘導による良好な景観形成

建築物等について適切に協議・誘導を行うとともに、公共施設の整備に際しては地域における調和のとれた景観の形成や向上に努める。

（3）景観上重要な構造物や樹木などの保全と活用

地域の景観上重要な構造物や樹木などについては、地域の特徴的な景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報発信に努める。

（4）市民・事業者・NPO等との連携・協働

景観法に基づく住民提案制度や景観協議会等の市民等が参画可能な制度も活用しながら、市民・事業者・NPO等との連携・協働による良好な景観形成を図る。

■良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

■景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定する。

1 景観重要建造物

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物

2 景観重要樹木

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木

7. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成18年2月策定）の概要

～ “なにわ” ともあれ、ごみ減量は「上方（かみがた）」から～

大阪市では、市民・事業者との連携・協働により、積極的なごみ減量リサイクルの取組を進めることを通じて、限りある天然資源の循環利用や地球環境問題の解消に寄与する「持続可能な循環型都市」の構築を目標として「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

基本方針

1. 3R(発生抑制・再使用・再生利用)推進の原則

(1) 「上方（かみがた）」の取組の推進

3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組の中で、特に優先課題（上流対策）とされている2R（発生抑制・再使用）の取組を「上流＝上方（かみがた）」、「上方（かみがた）＝大阪」からの取組みとして積極的に推進します。

(2) リサイクル施策の充実

分別収集の推進や資源集団回収活動の活性化などリサイクル施策の充実を図り、リサイクル率を向上します。

2. 連携と協働の原則

(1) 市民・事業者との連携とコミュニケーション

大阪市は、双方向で意見や情報の交換ができる場として「タウンミーティング」を開催するなど、市民・事業者との連携とコミュニケーションに努めます。

(2) 「コーディネーター」としての役割

大阪市は、「コーディネーター」として、資源集団回収の組織づくりや回収システムづくりなど市民の自主的な減量行動を支援する立場から、地域住民や関連事業者との連携・調整に積極的な役割を担います。

(3) 「多様な市民」への啓発と連携

市外からの通勤・通学者や法人市民など「多様な市民」への啓発と連携について検討を進めます。

3. 効率化の原則

(1) コスト削減に向けた取組

ごみ処理事業の実施にあたっては、常にコストを意識し効率的な事業運営を行うとともに、より一層の経費削減に努めます。

4. 適正処理の原則

(1) 安全で適正な処理処分体制の確保

最終的に排出されるごみについては、適正な処理処分を行うことが必要であり、安全かつ安定した処理処分体制の維持に努めます。

計画目標

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 計 画 期 間 | 平成18年度から平成22年度（5ヵ年計画） |
| 2. ごみ処理量（焼却処理量） | 平成12年度実績（※1）から30万トン、平成16年度実績から14万トン減量を目標に「147万トン」とする。 |
| 3. 減量化量（3R推進量）※2 | 平成16年度実績から13.7万トン、約26%増を目標に「65.7万トン」とする。 |
| (1) リサイクル量 | 平成16年度実績から8.9万トン、約39%増を目標に「31.6万トン」とする。 |
| (2) リサイクル率 | 平成16年度実績から約5ポイント向上させ、「17.7%」を目標とする。 |
| 4. 最終処分量（焼却灰の埋立量） | 平成16年度実績から4.3万トン、約13%減を目標に「28.7万トン」とする。 |

※1 平成12年度実績には、直接埋立量（5.7万トン）を含む。

※2 減量化量（3R推進量）：発生抑制量（粗大ごみの申告制及び有料化による発生抑制量、適正処理ルートへの誘導対策量など）＋再使用量（マタニティウェアなどの展示提供による減量効果など）＋市民等による資源化量（資源集団回収量など）＋大阪市による資源化量（分別収集や拠点回収の促進による資源化量など）

主要な施策

1. 環境教育と普及啓発の充実
 - ・学校や社会人に向けた環境教育の推進
 - ・環境関連の教育施設の活用と特定非営利活動法人（NPO）との協働
2. 経済的インセンティブの導入
 - ・粗大ごみの有料化と市民のごみ減量活動への還元策の検討
 - ・一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入料金の改定 等
3. 市民意識や排出状況の把握
 - ・「タウンミーティング」の開催
 - ・排出状況の把握とPDCAサイクルに基づく計画の検証
4. 3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進するためのシステムづくり
 - 家庭系ごみ
 - ・「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」との連携と協働
 - ・「中身の見えるごみ袋」による排出方法の指定 等
 - 事業系ごみ
 - ・排出事業者との連携と協働 等

8 . 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
昭和56年6月17日 環境庁告示第47号
平成8年10月25日 環境庁告示第73号
環境庁告示第74号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基

準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。

- (備考)
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10 μ m以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

平成9年2月4日
環境庁告示第4号
平成13年4月20日
環境省告示第30号

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別表

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

2. 大阪市アスベスト対策基本方針

平成 17 年 12 月 19 日
大阪市環境保全推進本部

I 趣 旨

アスベストは、天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという優れた特性を持つことにより、広い用途に利用されてきたが、目に見えないくらい細かい繊維のため、空気中に飛散した繊維を長期間大量に吸い込むと肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こし、健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

特に断熱・防音等を目的として使用されている吹付けアスベストについては、使用建築物の老朽化や解体・改修工事による飛散が懸念されている。

本市では平成元年、これらに対処するため「大阪市アスベスト対策検討委員会」を設置し、「基本方針」を策定して対策を推進してきたところであるが、平成 17 年 6 月にアスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺の住民の方が、中皮腫などのアスベストが原因とみられる疾病に罹患し、多くの方が亡くなられたことが報道されるなど、市民のアスベストに対する不安が広がっている。

このため、本市においては本年 7 月 26 日に「大阪市アスベスト対策連絡会議」を設置し、相談窓口の開設など全庁的に当面の緊急対策に取り組むとともに、8 月 29 日には学識者等からなる「大阪市アスベスト対策専門委員会」を立ち上げ、環境及び健康に関する諸課題について専門的立場から検討を進め、10 月 28 日には同委員会から提言を受けたところである。

本市ではこの提言を踏まえ、市民の健康を保護し、不安の解消を図るなどの有効な施策を中長期的な観点から総合的に推進するため新たに「アスベスト対策基本方針」を策定するものである。

II 対策の進め方

本市の関係部局は、市域におけるアスベストに関する諸問題について、各種法令や通知等の趣旨に従い、適切に対策を実施するとともに、さらに具体的な取り組みを進めるため、次の基本的事項について、国等の関係機関とも連携しながら、総合的なアスベスト対策を推進する。

また、市民の不安を解消するため、ホームページの活用やリーフレット等を作成し市民のニーズに密着した分かりやすい情報を提供する。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 市有施設対策 | 5 大気環境モニタリング |
| 2 民間施設対策 | 6 アスベスト製品の加工工場に対する規制指導 |
| 3 解体工事等に伴う飛散防止対策 | 7 健康対策 |
| 4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策 | 8 支援策 |

Ⅲ 対策の内容

1 市有施設対策

- (1) 露出した吹付けアスベスト及びアスベストを含有する露出した吹付けロックウールは、原則として除去する。
- (2) 囲い込み、封じ込めを行った場合は、維持管理を確実にを行う。
- (3) アスベストを含有する、吹付けひる石、吹付けパーライト、折板裏打ち断熱材は、劣化が進んでいるものや損傷の可能性のあるものは、除去等を行う。
- (4) 既に囲い込み、封じ込めを行っている施設についても、劣化が進んでいるものや損傷の可能性のあるものは、可能な場合は除去を行う。
- (5) 飛散のおそれがあるものや不特定多数の利用場所など、状況により優先順位を設定して対策を行う。
- (6) 解体工事等に係る飛散防止対策を徹底する。

2 民間施設対策

- (1) 飛散防止対策は建物所有者等の責務であり、吹付けアスベスト等の劣化・損傷の状況により除去等の対策を指導し、安定している場合は定期的な点検など適切な維持管理を指導する。
- (2) 国土交通省通知による民間建築物における吹付けアスベストに関する実態調査結果に基づく台帳整備等により継続した指導を行うほか、小規模施設についても、調査方法・体制を検討する。

3 解体工事等に伴う飛散防止対策

- (1) 建築物所有者及び施工者に飛散防止対策の重要性について周知を行うほか、関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、無届解体作業の無いよう監視指導する。(参考図 アスベスト使用建物の解体工事等に係る情報交換の流れ)
- (2) 大気汚染防止法施行令等の改正により、大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等が撤廃されること、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正により、新たに解体工事等に伴う大気中へのアスベスト飛散防止が規定されたことから、これらの法令に基づき飛散防止対策の徹底を図る。

4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策

- (1) 関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、排出事業者に対するアスベスト廃棄物の適正処理についての指導を行う。
- (2) 建設系の産業廃棄物を取り扱う中間処理業者等に対して、立入検査等によりアスベスト廃棄物の適正処理についての監視指導を行う。
- (3) 今後のアスベスト廃棄物の排出や処分場確保の動向をみきわめながら、関係自治体とも連携して、中長期的かつ広域的な観点からの処分場確保に努める。

5 環境モニタリング

一般環境大気について、経年的な濃度変動を把握するとともに、当面、調査地点を増設し、濃度の変動等により柔軟に調査回数等を設定する。

また、環境濃度が1リットル当たり1本を超えた場合、その原因を調べるため、追加調査を行う。

6 アスベスト製品の加工工場に対する規制・指導

アスベスト製品加工工場に対し、防じん対策の実施や敷地境界基準の遵守について定期的に規制・指導を行う。

7 健康対策

今日の市民の健康不安を解消するため、各区保健福祉センターにおいて健康相談や「緊急肺がん検診」を実施しているが、今後は国の動向を踏まえて健診のあり方等について検討するほか、リーフレットによる情報提供を行うなど健康対策の充実に努める。

8 支援策

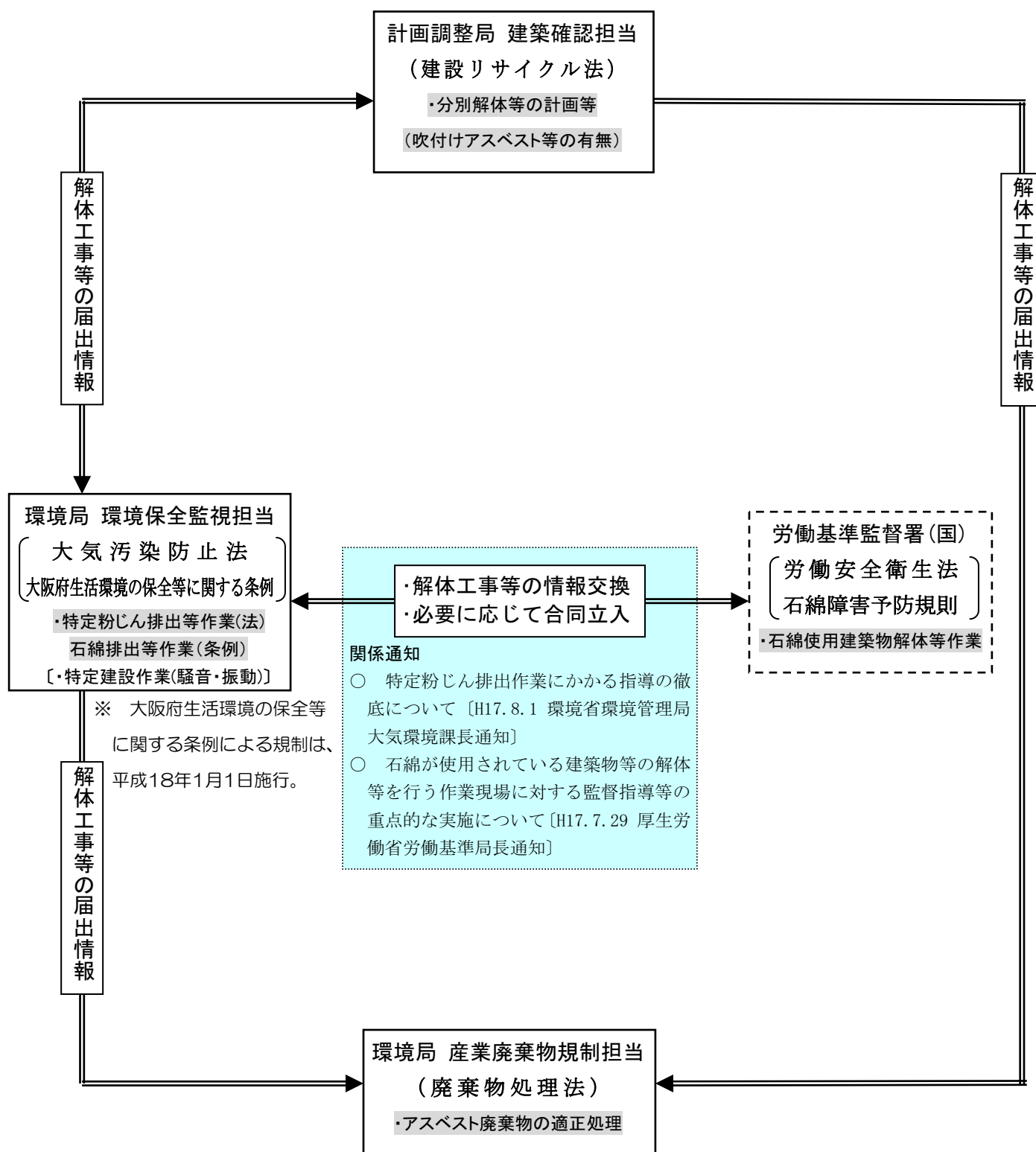
アスベストの除去等には、多額の費用を要するため、民間建築物や中小の事業者に対する公的融資等の支援策を推進する。

IV 役割分担

対策の内容	関連業務	担当部所
1 市有施設対策	・市有施設対策の進行管理	都市整備局
	・市有施設に係る改修・解体に関すること	施設管理担当部局
	・学校等に係る改修・解体に関すること	教育委員会事務局
2 民間施設対策	・民間建築物に係る相談に関すること	計画調整局
	・民間建築物に係る実態調査・指導に関すること	計画調整局
	・ビル管理法対象施設（大規模建築物）の室内環境に関すること	健康福祉局
3 解体工事等に伴う飛散防止対策		環境局
4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策		環境局
5 環境モニタリング		環境局
6 アスベスト製品の加工工場に対する規制・指導		環境局
7 健康対策		健康福祉局 病院局
8 情報提供等	・ホームページの運用	環境局
	・各種の施策に関すること	関係局
9 支援策	・環境保全設備資金融資に関すること	環境局
10 アスベストの試料分析・環境濃度の測定に関すること		環境科学研究所
	《 アスベスト対策の全庁的な連絡調整 》	環境局

【参 考】 労働災害、職場環境等に関する事項については、各労働基準監督署が所管（担当部署は、平成21年4月の組織改変を反映済み）

アスベスト使用建築物の解体工事等に係る情報交換の流れ



無届解体工事への対応

関係各担当の情報交換によるチェックや、市民からの通報等に基づき、必要に応じて現場調査を実施し、石綿使用の有無を確認したうえで届出及び作業基準の遵守等を指導する。

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

〔 昭和46年12月28日 環告59号 〕
〔 最近改正 平成15年 環告第123号 〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成11年2月22日付環告第14号をもって、健康項目は26項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については「直ちに達成し、維持するように努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号環境庁水質保全局長通達）
6. ふっ素、ほう素の環境基準は海域には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川 (湖沼を除く)

① pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

項目 \ 類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。					

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
 6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。
 7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全亜鉛

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌群数、油分

項目	類型	A	B	C	対象水域等
	利用目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)		7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	
大腸菌群数		1,000MPN/100mL以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)		検出されないこと	検出されないこと		

- (注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全窒素、全燐

項目	利用目的の適応性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	図-3のとおり
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	

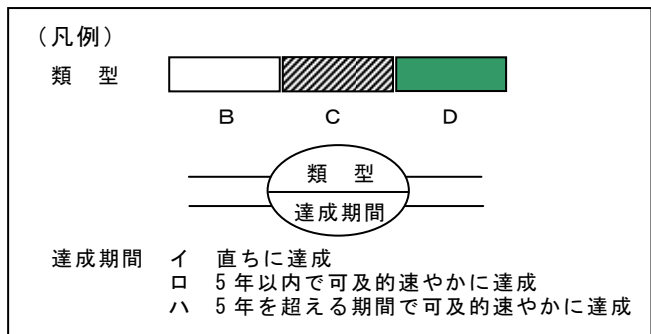
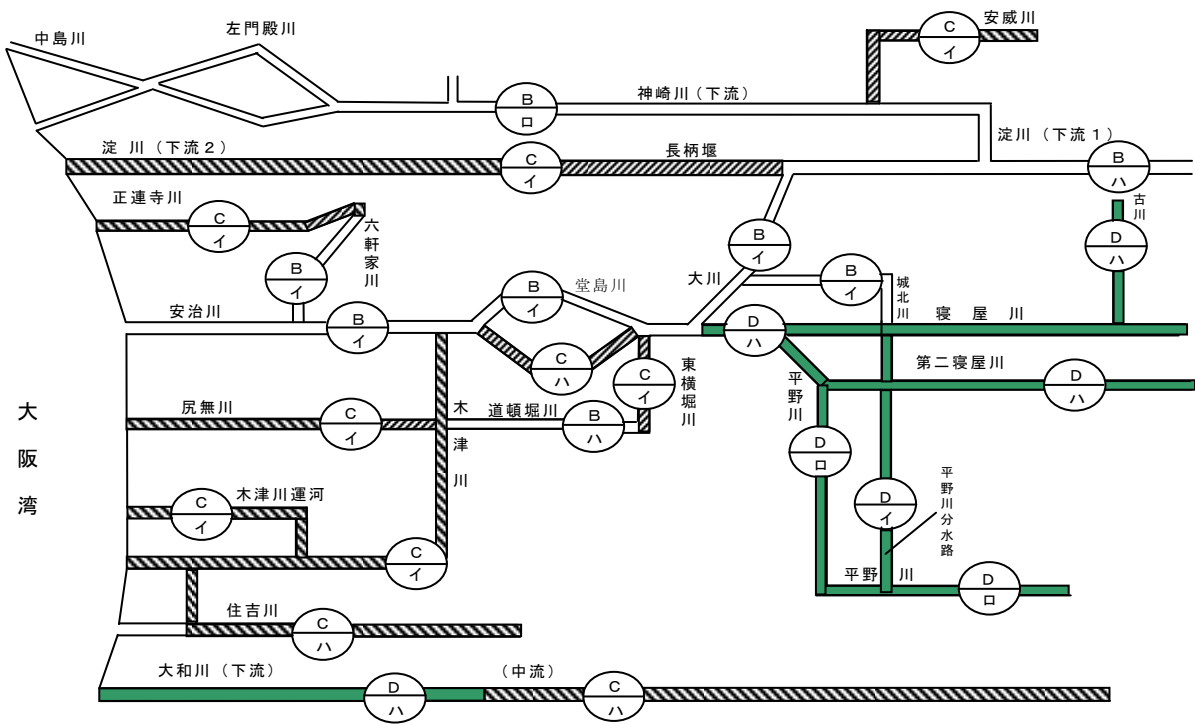
- (備考) 1. 基準値は年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
 (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 2. 水産1種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 水産2種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

③ 全亜鉛

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下

- (注) 基準値は、年間平均値とする。対象水域等（大阪市関連）は未設定。

図-1 大阪市河川水質環境基準類型図（平成 20 年度）



【水質環境基準の類型指定及び見直し状況】

(類型指定)

- ・淀川、大和川：昭和 45 年 9 月 1 日付環境庁指定
- ・東横堀川：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により C 類型、達成期間（イ）に指定された。

(類型見直し)

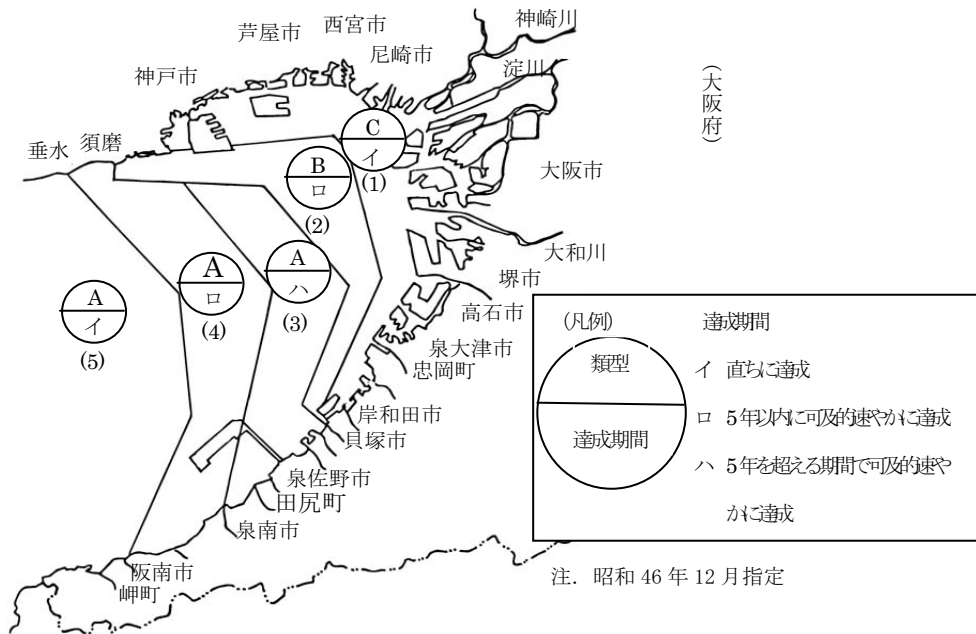
- ・神崎川：平成 13 年 3 月 30 日付環境省告示第 17 号により、E 類型から B 類型、達成期間（ロ）に改訂された。
- ・安威川（新京阪橋）：平成 14 年 6 月 18 日付大阪府公告第 112 号により、E 類型から C 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・淀川（下流 2）：平成 15 年 3 月 27 日付環境省告示第 36 号により D 類型から C 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・寝屋川水域（寝屋川、古川、第二寝屋川）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E 類型から D 類型、達成期間（ハ）に改訂された。
- ・寝屋川水域（平野川分水路）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E 類型から D 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・寝屋川水域（平野川）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、E 類型から D 類型、達成期間（ロ）に改訂された
- ・市内河川水域（大川及び城北川、堂島川、六軒家川、安治川）
：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、C 類型から B 類型、達成期間（イ）に改訂された。
- ・市内河川水域（道頓堀川）：平成 15 年 5 月 16 日付大阪府公告第 50 号により、C 類型から B 類型、達成期間（ハ）に改訂された。

【水生生物保全環境基準の類型指定状況】

- ・大和川：平成 18 年 6 月 30 日付環境省告示第 93 号により河川生物 B 類型、達成期間（直ちに達成する）に指定された。

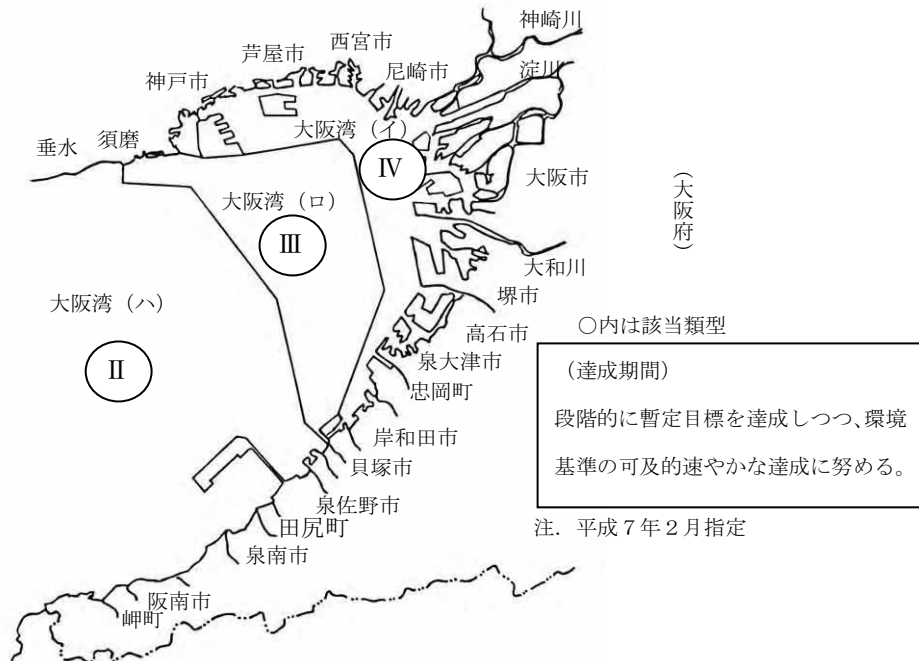
図一 2 大阪湾環境基準類型図 (COD 等)

(兵庫県)



図一 3 大阪湾環境基準類型図 (全窒素、全磷)

(兵庫県)



(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

①底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

②底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C=0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$$

ΔH =平均潮差(m)

J=溶出率

S=安全率

(1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅(m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期(分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

① 漁業が行われていない水域においては、10とする。

② 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。

③ ②の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(改正 平成11年2月 環告第16号)

人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

注1. すべての地下水に適用する。達成期間については「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。

2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。

3. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。

4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。

(平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達)

5. 騒音に係る環境基準

〔平成10年9月30日環境庁告示第64号
平成11年4月1日施行
改正平成17年5月26日 環告第45号〕

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和27年法律第 180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第 183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成11年大阪府公告第 29号)

地域の類型	当 該 地 域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

6. 自動車騒音の限度（要請限度）

〔 平成12年3月2日総理府令第15号 〕
 平成12年4月1日施行
 （等価騒音レベル）

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

（等価騒音レベル）

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75デシベル	70デシベル

（注）（１）「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

（２）「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

（平成12年3月24日 大阪市告示第277号）

地域の類型	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 荷重等価平均感覚騒音レベル)は、通過全航空機の騒音を夕方及び夜間の分を加算してたしあわせ、1日あたりの騒音のうるさを評価する尺度である。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

(昭和51年7月2日大阪府公告第90号)

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

(昭和51年12月17日大阪府公告第147号)

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以地域

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じること
を未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

(平成7年12月20日環境庁指針)

新線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7~22時) については60dB (A) 以下、夜間 (22時~翌日7時) については55dB (A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

10. 道路交通振動の限度 (要請限度)

[昭和51年10月22日総理府令第280号]
[昭和61年4月1日大阪市告示第253号]

80%レンジの上端値 (単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、 第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

[騒音]

(単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時~ 午前8時)	昼間 (午前8時~ 午後6時)	夕 (午後6時~ 午後9時)	夜間 (午後9時~ 翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部 (知事が告示した地域)	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振 動〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼 間 (午前6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (Ⅰ)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (Ⅱ)	工業地域 工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(Ⅱ)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(注) 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

(2) 特定建設作業に係る規制基準

〔騒音〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えるものではないこと	19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

〔振動〕

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75デシベルを超えるものではないこと	19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はトラクターショベル、ショベル系掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音響機器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- 1 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- 2 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- 3 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料駐車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

(備考) (*) 第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地域区分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

(備考) 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあつては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- ・病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- ・幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- ・地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 規制地域 (大阪市の区域)

(2) 規制基準

① 敷地境界線における規制基準 臭気指数* 10

② 排出口における規制基準

ア 次に掲げる排出口の高さの区分ごとに、次のように定める。ただし、排出ガスの臭気指数を定める場合、その値は、11以上とする。

(ア) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

Aに定める式により算出される臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）

$$A \quad q_t = 60 \times 10^{0.7745} / F_{\max}$$

この式において、 q_t 及び F_{\max} はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{\max} 悪臭防止法施行規則別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力1気圧の状態における臭気排出強度1立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x （単位メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を超えるときは、2を排出ガスの流量で除した値とする。

B Aに規定する F_{\max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

(A) イに定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の2.5倍以上となる場合

排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

(B) イに定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合

排出口からの風下距離がただし書きにより定める R 以上となる区間における最大値。ただし、 R は排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

(イ) 排出口の実高さが15メートル未満の施設

次の式により算出される排出ガスの臭気指数

$$I = 11 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 11$$

これらの式においてI、K及びH_bは、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

H_b 周辺最大建物の高さ（単位 メートル）。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ（単位 メートル）とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍

イ 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ（単位 メートル）とする。

$$H_i = H_o + 2(V - 1.5)D$$

この式において、H_i、H_o、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i 初期排出高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

D 排出口の口径（単位 メートル）。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質（法2条）		指定基準（法5条）		（参考）土壌環境基準（銅を除く）	
		<直接摂取によるリスク>	<地下水等の摂取によるリスク>		
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準		
四塩化炭素	（第1種特定有害物質）	揮発性有機化合物	検液 1 L につき0.002mg以下であること	検液 1 L につき0.002mg以下であること	
1,2-ジクロロエタン			検液 1 L につき0.004mg以下であること	検液 1 L につき0.004mg以下であること	
1,1-ジクロロエチレン			検液 1 L につき0.02mg以下であること	検液 1 L につき0.02mg以下であること	
シス-1,2-ジクロロエチレン			検液 1 L につき0.04mg以下であること	検液 1 L につき0.04mg以下であること	
1,3-ジクロロプロペン			検液 1 L につき0.002mg以下であること	検液 1 L につき0.002mg以下であること	
ジクロロメタン			検液 1 L につき0.02mg以下であること	検液 1 L につき0.02mg以下であること	
テトラクロロエチレン			検液 1 L につき0.01mg以下であること	検液 1 L につき0.01mg以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン			検液 1 L につき 1 mg以下であること。	検液 1 L につき 1 mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン			検液 1 L につき0.006mg以下であること	検液 1 L につき0.006mg以下であること	
トリクロロエチレン			検液 1 L につき0.03mg以下であること	検液 1 L につき0.03mg以下であること	
ベンゼン			検液 1 L につき0.01mg以下であること	検液 1 L につき0.01mg以下であること	
カドミウム及びその化合物			（第2種特定有害物質）	重金属等	土壌 1 kg につき150mg以下であること
六価クロム化合物	土壌 1 kg につき250mg以下であること	検液 1 L につき0.05mg以下であること			検液 1 L につき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壌 1 kg につき50mg以下であること	検液中に検出されないこと			検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	土壌 1 kg につき15mg以下であること	検液 1 L につき0.0005mg以下であること			検液 1 L につき0.0005mg以下であること
うち アルキル水銀		検液中に検出されないこと			検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壌 1 kg につき150mg以下であること	検液 1 L につき0.01mg以下であること			検液 1 L につき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壌 1 kg につき150mg以下であること	検液 1 L につき0.01mg以下であること			検液 1 L につき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壌 1 kg につき150mg以下であること	検液 1 L につき0.01mg以下であること			検液 1 L につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kg につき4000mg以下であること	検液 1 L につき0.8mg以下であること			検液 1 L につき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壌 1 kg につき4000mg以下であること	検液 1 L につき 1 mg以下であること			検液 1 L につき 1 mg以下であること
シマジン	（第3種特定有害物質）	農薬等	検液 1 L につき0.003mg以下であること	検液 1 L につき0.003mg以下であること	
チウラム			検液 1 L につき0.006mg以下であること	検液 1 L につき0.006mg以下であること	
チオベンカルブ			検液 1 L につき0.02mg以下であること	検液 1 L につき0.02mg以下であること	
P C B			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	

14. 土壤汚染対策法の概要

〔1〕 目的

土壤汚染の調査・対策について定めること等により、土壤汚染による健康被害を防止する。
(汚染土壤からの有害物質の溶出により汚染された地下水の摂取によるリスク及び汚染土壤の直接摂取によるリスクの防止を目的とする)

〔2〕 対象物質 (特定有害物質)

鉛、砒素、トリクロロエチレン等、土壤に含まれることにより健康被害を生ずるおそれのある25物質。

〔3〕 仕組み

(1) 土壤汚染の調査

- ① 有害物質使用特定施設の使用を廃止した土地
- ② 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地
 - ・ ①または②の土地所有者等は、当該土地の土壤汚染の状態について、環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に調査させて、その結果を市長に報告する。

(2) 指定区域の指定

- ・ (1)の調査結果が指定基準に適合しない場合、市長はその土地を指定区域として指定・公示する。また、台帳に記載して閲覧に供する。

(3) 指定区域の管理

○汚染の除去等の措置

- ・ 指定区域の土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、市長は土地所有者等に汚染の除去等の措置を命令できる。

(直接摂取によるリスク防止のための措置)

- ・ 立入禁止 ・ 舗装 ・ 盛土 ・ 土壤入換え ・ 土壤汚染の除去

(汚染された地下水の摂取によるリスク防止のための措置)

- ・ 地下水のモニタリング ・ 不溶化 ・ 封じ込め ・ 土壤汚染の除去

「汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定は解除される」

○土地の形質変更の制限

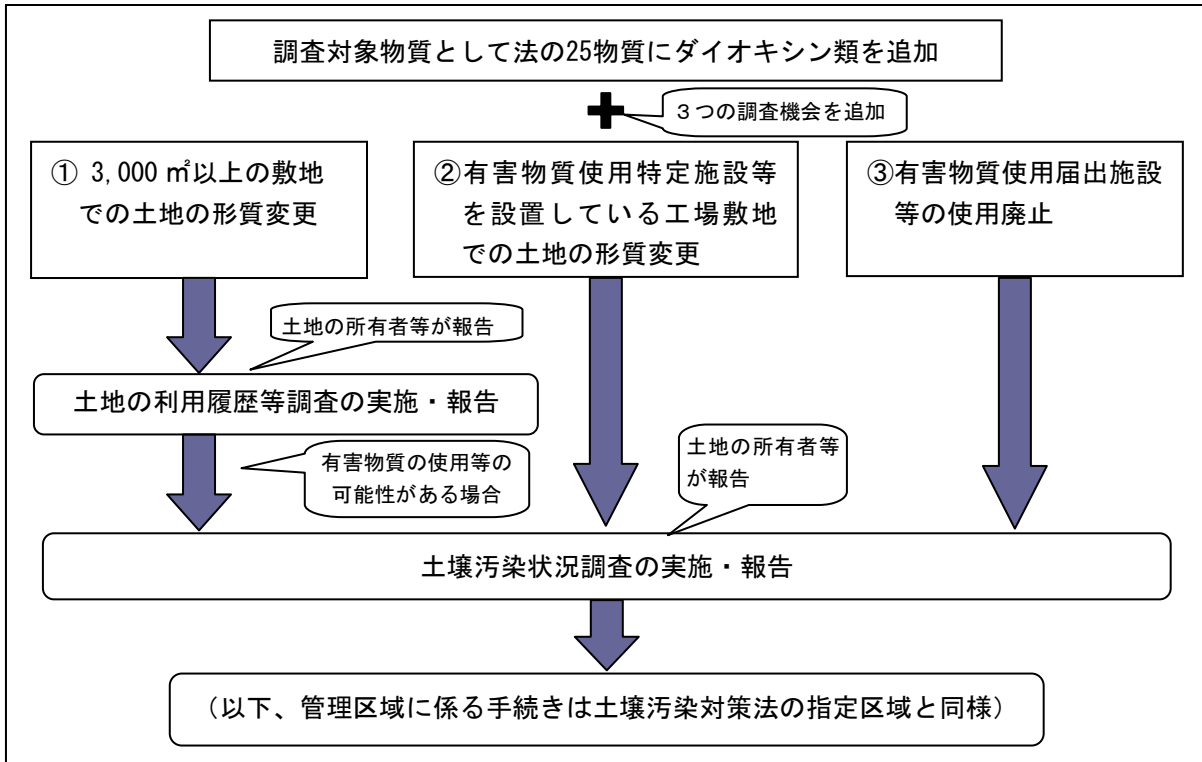
- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を市長に届け出る。
- ・ 計画が適切でない場合、市長は計画変更を命令できる。

土壌汚染対策法施行状況（平成 20 年度）

法	項目	件数
法第 3 条関係 (有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査)	調査実施	19
	うち、経過措置適用（調査免除）	7
	ただし書確認（調査猶予）	41
法第 5 条関係	指定区域の指定	7

- ・ 経過措置適用とは、工場等の敷地面積が300㎡以下であること等の施行規則附則第2条に定める要件を満たし、調査が免除されたものの件数を示す。
- ・ ただし書確認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することなどにより、調査が猶予されたものの件数を示す。
- ・ 法第 4 条（調査命令）、法第 7 条（措置命令）、法第 9 条（改善命令）の適用はなし。
- ・ 指定区域は平成 21 年 3 月末現在、12 件である。

15. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ（大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関係））



大阪府条例施行状況（平成 20 年度）

条例	項目	件数
第 81 条の 4 関係(3,000㎡以上の敷地での土地の形質変更に伴う調査)	土地の利用履歴等調査	34
	調査実施	11
第 81 条の 5 関係(有害物質使用特定施設等を設置している工場等敷地での土地の形質変更に伴う調査)	調査実施	0
第 81 条の 6 関係(有害物質使用届出施設等の使用廃止に伴う調査)	調査実施	0
第 81 条の 7 関係	管理区域の指定	1

- ・ 管理区域は平成 21 年 3 月末現在、3 件である。

16. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次にあげるものをいう。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- ② ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)

(2) 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量 (ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量として表したものを、略称:TDI)を、体重1キログラムあたり4ピコグラムと定める。

(3) 環境基準

媒 体	基 準 値	備 考
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	・ 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・ 土壌にあつては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質	1 pg-TEQ/L以下	
底 質	150 pg-TEQ/g以下	
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下	

- ・ 大気環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・ 水質環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・ 土壌環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 汚染状況の監視

大気、水質、底質、土壌の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

(5) 特定施設並びに排出ガス及び排出水に関する規制 (次頁のとおり)

- ① 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
- ② 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定 (排出ガス、排出水、ばいじん等)
- ③ 測定結果の報告。

(6) その他の規制等

- ① ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付け。
- ② 廃棄物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
- ③ 対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

〈ダイオキシン類に係る特定施設及び排出基準〉

大気に係る排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類	新設	既設	
		H13.1.15~H14.11.30	H14.12.1以降
鉄鋼業焼結炉 (処理能力:1t/h以上)	0.1	2	1
製鋼用電気炉 (定格容量:1,000KVA以上)	0.5	20	5
亜鉛回収施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	20	5
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上	80	1
	2t/h以上 4t/h未満		5
	2t/h未満		10

(注1) 廃棄物焼却炉については酸素濃度12%補正、焼結炉については酸素濃度15%補正を行う。

(注2) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた施設については、新設施設の排出基準を適用。

水質に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特定施設の種類	新設	既設	
		H13.1.15~ H15.1.14	H15.1.15 以降
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10	— (注1)	10 (注1)
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設			
亜鉛の回収(製鋼用電気炉に係る集じん機からの亜鉛の回収に限る)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設			
クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上のものに限る)の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰の貯留施設			
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設			
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			
上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設			

(注1) 平成14年8月15日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成15年8月14日まで基準の適用を猶予。

(注2) 平成13年12月1日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成14年11月31日まで基準の適用を猶予。

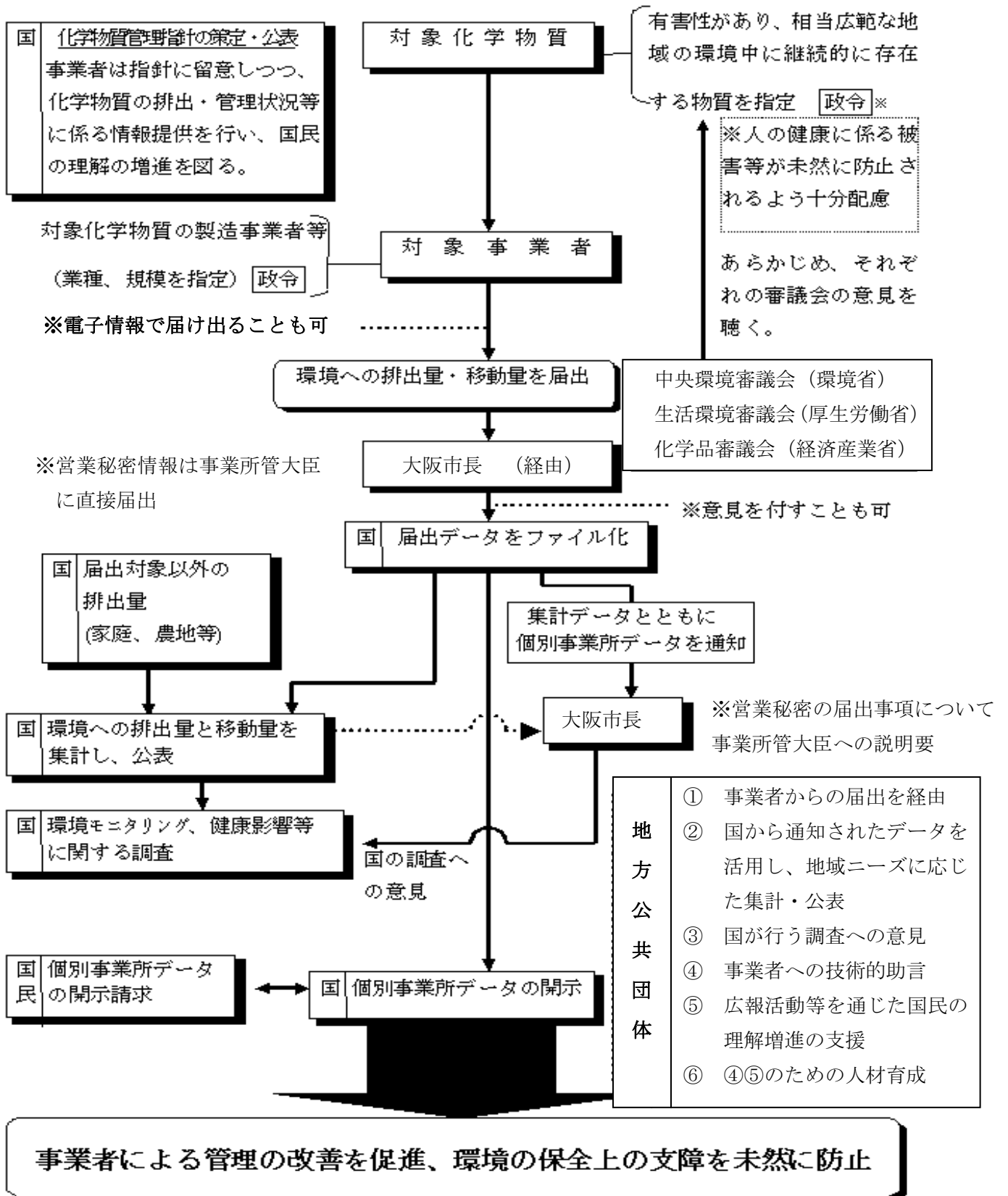
廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の処分の基準

(単位:ng-TEQ/g)

新設	既設	
	H14.11.30以前	H14.12.1以降
3	基準の適用を猶予	3

(注) 既設の施設において、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行ったものは、基準を適用しない。

17. 化学物質の排出量の把握等の措置（PRTR¹⁾）の実施の手順



¹⁾ Pollutant Release and Transfer Register

18. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」という。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用途に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上高さが10メートル以上のもの。
3. 建築物の延床面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28条の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとしている。

19. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

「要領」第28条の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。

2. 現地調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等を把握するため、次の調査を行い、その結果に基づき、騒音・大気汚染等の影響回避の措置について協議を行うこと。

- （1）当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査
- （2）騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

3. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現地調査の結果を踏まえ、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への騒音、大気汚染等の影響回避に努めること。

- （1）建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- （2）緩衝緑地の設置に配慮する。
- （3）騒音については、居室内における目標値を表一1に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。

なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

表一1 居室内における騒音の目標値

時 間 帯		評価方法
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）	
45デシベル以下	40デシベル以下	等価騒音レベル

幹線道路に面する地域、鉄道路線に面する地域、別に定める航空機飛行経路の周辺地域に住宅を建設する場合、居室内において表—1の目標値の確保については、特段の配慮を行うこと。

ただし、鉄道路線から概ね50m以内の地域にあっては騒音のピークレベル上位10本のパワー平均が60デシベル以下、別に定める航空機飛行経路周辺地域にあっては60WECPNL以下の目標値の確保も併せて行うこと。

4. 騒音・大気汚染等の発生源者への説明

現地調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から、騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

5. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講ずる措置

6. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

9. 大阪市環境審議会

大阪市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定昭28. 4. 1 条例35

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
市長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

（委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1 条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則

制定平6. 8. 1 規則108

大阪市環境審議会規則を公布する。

(趣 旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部 会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹 事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大阪市公害対策審議会規則の廃止)

2 大阪市公害対策審議会規則（昭和37年大阪市規則第26号）は、廃止する。

附 則（平成13年4月1日規則第83号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第116号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

審議会答申（意見）の概要

年月日	事項	答申（意見）の概要
昭40. 12. 8	大気汚染の環境基準について （答申）	（大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案） ・亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ・浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/m ³ ・降下ばいじん：月平均値10t/km ²
44. 10. 24	ビル暖房規制について（答申）	〔 都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導方針を答申 〕 ・使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ・新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について （答申）	〔 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による救済対象地域について答申 〕 ・法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について （答申）	〔 46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する意見 〕 ・低硫黄燃料の確保 ・自動車排出ガス対策の推進 ・被害者対策の充実 ・調査、研究の充実 ・融資、助成の拡充 ・予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	（悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて （答申）	〔 窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項に関して答申 〕 ・人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ・発生源の新・増設の制限 ・排出基準の早期設定 ・技術開発の推進 ・自動車排出ガス対策の促進 ・道路計画の再検討 ・測定網の整備・汚染実態の把握 ・調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について （意見）	〔 48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見 〕 ・上流域における対策の強化 ・維持用水の確保 ・工場排水の監視、指導強化 ・下水道整備及び下水の高次処理 ・浮遊じん芥対策の強化 ・財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について （意見）	（法の施行（49. 9. 1 施行）に伴う地域指定に関する意見） ・指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源通減計画について （意見）	〔 48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見 〕 ・クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ・自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ・中小発生源対策の強化 ・粒子状物質対策の強化 ・隣接都市との連携強化

年月日	事項	答申（意見）の概要
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について （意見）	〔 廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見 〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物受入れの基本姿勢 ・ 受入れ基準 ・ 環境汚染監視体制 ・ 調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について （答申）	（廃棄物処理に関する本市の総合計画（案）に対する意見） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理の基本的考え方 ・ 現状把握と将来推計 ・ 処理対策の問題点 ・ 計画目標・実施計画について ・ 総合処理システム構想について
52. 4. 19	硫酸化物対策について （答申）	〔 硫酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に 〕 関して答申 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許容排出総量 ・ リザーブ排出量 ・ 総量規制基準 ・ 燃料使用基準 ・ 局地汚染対策等特別対策 ・ 監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同上 （意見）	〔 大阪市硫酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の 〕 提示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料中の硫黄含有率 ・ 新・増設施設に対する措置 ・ 対策済工場の措置 ・ 局地汚染の解消 ・ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	（追加3物質の規制措置について答申） <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制地域：市全域 ・ 規制基準：二硫化メチル等3物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について （報告）	（窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告） <p>対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討</p>
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 （答申）	〔 窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方に 〕 ついて答申 <p>二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言</p>
平元. 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について （答申）	〔 浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的 〕 考え方及び今後の対策のあり方について答申 <p>環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提言</p> <p>（附帯意見） 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。</p>

年月日	事項	答申（意見）の概要
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域および規制基準について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> （追加4物質の規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：プロピオン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境管理計画（EPOC21）に基づき、大阪市における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について答申 〕 ・環境アセスメント制度の基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・制度確立の必要性 ・制度の形式 ・対象事業等 ・住民参加 ・手続き等について <ul style="list-style-type: none"> ・手続きのしくみ ・手続きの保証 ・今後への課題 <ul style="list-style-type: none"> ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について（答申） 追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかる基本方針について答申 〕 ・大阪市をとりまく環境の現況 ・環境政策の課題 ・環境政策の基本理念 ・環境施策の基本方針 （追加物質10物質の規制措置について答申） 規制地域：市全域 規制基準：プロピオンアルデヒド等物質について設定
8. 7. 25	大阪市環境基本計画に対する意見について（意見）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画 〕 についての意見 ・市民の権利と責務の明記 ・計画期間の明記と内容の見直し ・計画内容の精査 ・事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制度のあり方について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境影響評価に関する新たな制度のあり方について答申 〕 ・基本的考え方 ・制度の目的・形式 ・早期段階からの環境影響評価 ・環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ・他制度との調整 ・今後の課題など
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪市自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方について答申 〕 ・大阪市における自動車排出ガス問題の背景 ・自動車排出ガス対策の経過と現状、評価と総括 ・今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方 ・具体的な施策の方向性 ・自動車排出ガス対策の推進のために
14. 10. 31	第Ⅱ期大阪市環境基本計画に対する意見について（意見）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画（素案）についての意見 〕 ・各種計画の統合 ・計画内容の精査 ・特殊な日本の気候環境に合ったライフスタイル ・PDCAサイクルによる進行管理・環境と教育 ・「安全」と「快適」の位置付け
15. 2. 4	第Ⅱ期大阪市環境基本計画に対する意見について（意見）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画（案）についての意見 〕 ・数値目標の設定 ・「安全」と「快適」の位置付け ・計画内容の精査 ・審議会のこれからのあり方（運営）

年月日	事項	答申（意見）の概要
16. 2. 19	企画部会活動報告 大気環境部会活動報告	・環境基本計画の推進状況について ・大阪市自動車公害防止計画の推進について
16. 12. 22	大阪市環境基本計画の推進状況に係る意見について（意見） （17.2.2 提言書提出） ヒートアイランド対策に係る計画策定について（意見） （17.2.2 提言書提出）	〔大阪市環境基本条例に基づき、策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画の推進状況についての意見〕 ・「環境基本計画の推進状況」のとりまとめ方法について ・低公害車化について ・環境施策の今後の方向性について 〔大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画（案）についての意見〕 ・対策の進め方について ・市民との協働について
17. 3. 29	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について（諮問）	〔市民からの苦情が多く、解決困難な事例も発生している悪臭問題に関し、従来からの規制方針に代わる臭気指数規制について諮問〕
17. 12. 22	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について（答申） 今後の自動車交通環境対策について（諮問）	・濃度規制に代えて、臭気指数規制を導入すべきと答申 ・局地的な大気改善対策、道路交通騒音、二酸化炭素排出量の削減を踏まえた今後の自動車交通環境対策のあり方について諮問
18. 12. 26	今後の自動車交通環境対策のあり方について（答申）	〔環境負荷の少ない都市づくりに向けた今後の自動車交通環境対策のあり方について答申〕 ・大阪市の自動車交通環境対策の現況と課題 ・今後の自動車交通環境対策のあり方 ・自動車交通環境対策の推進
20. 3. 3	企画部会活動報告	・環境基本計画の推進状況について
20. 11. 12	「環境先進都市大阪」の実現に向けた今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問）	〔「当面の地球温暖化対策の取組み」と、国の動向も踏まえた「中長期的な対策のあり方」について諮問〕
21. 1. 21	大阪市環境基本計画の改定について（諮問）	〔協働のもとで「快適な都市環境の確保」、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」に配慮した「環境先進都市大阪」の実現をめざす環境基本計画の改定について諮問〕
21. 1. 22	当面の地球温暖化対策の取組みについて（中間答申）	〔協働による中長期的な対策の検討について提言〕 ・[提言1]低炭素社会づくりに向けた「意識」を広げる取組み ・[提言2]市民・事業者が行動する「きっかけ」づくりと「支援」